

# 多摩美術大学大学院学則

## 第1章 総 則

(目的)

第 1条 多摩美術大学学則第2条第2項の規定に基づき多摩美術大学大学院（以下「本学大学院」という。）学則を定める。

第 2条 本学大学院に美術研究科博士課程を置く。

第 3条 本学大学院は、芸術の技術と理論において新たな価値を創出し、社会を刷新することのできる人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 3条の2 本大学は、その教育・創作・研究水準の向上を図り、本学の目的及び文化的社会的使命を達成するため、教育・創作・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて改善・充実に努める。

2 前項の自己点検及び評価に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 組 織

(教育組織)

第 4条 (削 除)

第 5条 本学大学院の研究科に次の専攻及び課程を置く。

博士前期課程（修士課程）

絵画専攻

彫刻専攻

工芸専攻

デザイン専攻

芸術学専攻

演劇舞踊専攻

博士後期課程

美術専攻

博士前期課程は修士課程として取り扱う。

第 5条の2 修士課程は、専攻分野における技術と理論を深め、自らの創作・研究を社会に問うことのできる芸術の創作者、研究者、さらには芸術の革新者を養成することを目的とする。

2 博士後期課程は、専攻分野を横断し、新たな価値と理論を確立し、社会を刷新し牽引することのできる芸術の先導者、指導者を養成することを目的とする。

## 第3章 学生定員

(学生定員)

第 6条 本学大学院の学生定員は、次のとおりとする。

博士前期課程（修士課程）				博士後期課程		
研究科名	専攻	入学定員	収容定員	専攻	入学定員	収容定員
美術研究科	絵画	43	86	美術	5	15
	彫刻	10	20			
	工芸	9	18			
	デザイン	62	124			
	芸術学	5	10			
	演劇舞踊	8	16			
	計	137	274			

#### 第4章 授業科目・単位、履修方法及び修了要件

(授業科目・単位及び履修方法)

第 7条 美術研究科の専攻別授業科目及び単位については別表Iに定める。

第 7条の2 (削 除)

第 7条の3 学生は、毎学年度又は毎学期始めにおいて所属専攻の課程に基づき履修しようとする授業科目を申請して許可を受け、必要な研究指導を受けなければならない。

(修了要件)

第 8条 修士課程の修業年限は2年とし、所定の授業科目について34単位以上を修得し、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文・作品等」という。）の審査及び試験に合格しなければならない。

第 8条の2 博士後期課程の修業年限は3年とし、所定の授業科目について18

単位以上修得し、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

(他大学等の単位認定)

第 8条の3 本学大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位について、大学院委員会の審議を経て10単位を超えない範囲で本学において修得した単位として認定することができる。

第 8条の4 学生が在籍中に本学の定めるところにより、国内外の他の大学院において修得した単位について大学院委員会の審議を経て第8条の3により認定した単位と合わせて10単位を超えない範囲で本学において修得した単位として認定することができる。

#### 第5章 課程修了の認定

(試験等)

第9条 修士課程及び博士後期課程修了の認定は、授業科目に係る試験その他の大学が定める適切な方法による学修成果の評価（以下「試験等」という。）により所定の単位を修得し、修士論文・作品等又は博士論文を提出した者につき、筆記又は口述試験若しくは研究報告による審査に合格したものとする。

第10条 (削 除)

第11条 授業科目の成績は評価によりS・A・B・C・Dの五種とし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

第11条の2 修士課程の第1学年において、専攻専門科目（必修）が不合格であった者は、原級に留めおくものとする。

(審査方法)

第12条 修士論文・作品等の審査については、大学院担当教員の中から2名以上を審査員として審査させ、その成績の報告に基づいて合格・不合格を大学院委員会の審議を経て、学長が決する。

2 博士論文の審査については、大学院担当教員の中から2名以上、及び学外審査員1名以上を審査員として審査させ、その成績の報告に基づいて合格・不合格を大学院委員会の審議を経て、学長が決する。

第12条の2 第8条又は第8条の2で定める修了要件を満たすことができなかった者は、第23条で定める在学年限を限りに、在学延長を願い出ることができる。

第13条 修了論文・作品等及び博士論文の審査並びに試験に関する事項は別に定める。

## 第6章 学 位

(学位)

第14条 修士課程において、所定の単位を修得し、修士論文・作品等の審査及び試験に合格した者に対しては、修士（芸術）の学位を授与する。

2 博士後期課程において所定の単位を修得し、博士論文の審査及び試験に合格した者に対しては、博士（芸術）の学位を授与する。

3 前項の定めるもののほか、博士の学位は、博士論文の審査に合格し、かつ本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認められた者についても前項の博士の学位を授与することができる。

4 学位に関する規程は別に定める。

第15条 (削 除)

(免許状等)

第15条の2 高等学校及び中学校の教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

2 本学大学院において取得することができる教員免許状の種類は次の通りとする。

研究科・専攻		高等学校教諭 専修免許状	中学校教諭 専修免許状
美術研究科	絵画専攻 彫刻専攻 工芸専攻 デザイン専攻 芸術学専攻	美術	美術

第15条の3 博物館学芸員課程の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定めるところにより、学部において開設する博物館に関する科目及び単位を修得しなければならない。

## 第7章 入学・休学及び退学

(入学資格及び許可)

第16条 入学の時期は毎年4月とする。ただし、ダブルディグリー制度による入学者については、別途定める。

第17条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
  - 二 学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者
  - 三 外国において、学校教育法における16年の課程を修了した者
  - 四 文部科学大臣の指定した者
  - 五 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
  - 六 その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
    - 一 修士の学位を有する者
    - 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
    - 三 文部科学大臣の指定した者
    - 四 大学院において、個別の入学審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
    - 五 その他本学大学院において、修士の学位を有する者と、同等以上の学力があると認められた者
  - 3 入学試験については、別に定める。

(入学手続)

第18条 大学院の入学志願者は、指定の期日までに入学願書・志望理由書・その他本学の定める書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

第19条 (削 除)

第20条 入学試験に合格した者の手続き等については、学則第11条に定める。

第21条 (削 除)

第22条 保証人については、学則第12条、第14条及び第15条に定める。

(在学年限、休学及び復学)

第23条 在学年限は修士課程にあつては5年、博士後期課程にあつては6年とする。

第24条 休学の手続きについては、学則第19条に定める。

第25条 特別の必要のある休学については、学則第22条に定める。

第26条 復学の手続きについては、学則第21条に定める。

第27条 休学は、学期を単位とし、1年以上にわたることはできない。ただし、特別の事由があるときには、学長の許可を得て更に引き続いて1年間休学することができる。なお、一度の休学は、年度を超えることはできない。

休学の期間は、通計2年度を超えることはできない。

休学期間は、在学年限に算入しない。

2 学則第20条第2項で定める場合は、原則として休学することができない。

3 兵役義務による休学期間については、本条第1項に定める特別の事由があるときの休学延長及び通計年度に算入しない。

第28条 (削 除)

第29条 退学の手続きについては、学則第23条第1項に定める。

第30条 次の各号の一に該当する者は、大学院委員会の審議を経て学長が学籍から除く。

一 第23条で定める在学年限を満了した者

二 第27条第1項で定める休学期間を経過した者

三 休学期間満了月までに復学又は休学延長の願出がない者

四 2回連続して、第11条の2で定める原級留置となった者。

ただし、休学により原級留置となった者は、その限りではない。

五 授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者

六 死亡又は行方不明の者

第30条の2 学生の出校停止については、学則第23条の2に定める。

## 第8章 検定料・入学金・授業料等

(授業料等)

第31条 検定料・入学金・授業料等は別表Ⅱに定めるところによる。大学院博士前期課程(修士)において、在学延長を行い、修了要件を充足するために少数単位を履修する者の授業料等については別に定める。

## 第32条 (削 除)

### 第9章 教育組織

#### (教育組織)

第33条 本学大学院における研究指導、研究指導補助および講義は、本大学の教授が担当する。ただし、准教授又は講師をもってこれにあてることができる。

- 2 本大学院における講義は、本大学の助教をもってこれにあてることができる。

### 第10章 大学院委員会

#### (会議)

第34条 大学院委員会は、研究科の授業を担当する教授をもって組織する。

- 2 必要がある場合は、前項以外の教員を臨時に出席させることができる。
- 3 大学院委員会に関する規則は別に定める。

第35条 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、修了に関する事項
  - 二 学位の授与に関する事項
  - 三 教育課程の編成に関する事項
  - 四 教員の教育研究業績の審査に関する事項
  - 五 大学院学則によってその審議を大学院委員会によるべき教育研究に関する重要な事項
- 2 大学委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項について審議し、学長に意見を述べることができる。
    - 一 学生の休学、退学、転学に関する事項
    - 二 学生の試験及び課程修了の認定に関する事項
    - 三 学生定員に関する事項
    - 四 学生の賞罰に関する事項
    - 五 前各号に掲げるもののほか、審議を大学院委員会によるべき教育研究に関する事項
  - 3 その他学長及び理事会の諮問事項

### 第11章 賞罰

#### (表彰及び懲戒)

第36条 学業に精励し、成績優秀品行方正な学生は適当な方法でこれを表彰する。

第37条 学長は、次の各号の一に該当する学生を懲戒することができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

- 二 正当の理由がなくて出席が常でない者
  - 三 本学の秩序を乱しその他学生として本分に反した者
- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし大学院委員会の審議を経て学長が行う。

## 第12章 研究生、科目等履修生、外国人留学生

(科目等履修生等)

第38条 本学大学院において、特別の専門分野において研究を願ひ出る者があるときは研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生を志願することができる者は大学院修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者。
- 3 研究期間は原則として1年とする。更に引き続き在学しようとする者は願ひ出て許可を受けなければならない。

第39条 本学大学院において授業科目の履修を願ひ出る者があるときは、当該研究科の教育研究に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生で履修科目の試験に合格した者には単位を与えることができる。

第40条 (削 除)

第41条 研究生、科目等履修生、外国人留学生に関する必要な事項は別に定める。

(その他)

第42条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関しては多摩美術大学学則及び学部学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。



附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年11月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 従前の多摩美術大学大学院規則は多摩美術大学大学院学則に変更する。
- 2 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表Ⅰ 授業科目

大学院美術研究科

博士前期課程（修士課程）、博士後期課程

区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
絵画専攻 (専攻専門科目)	絵画制作研究（日本画）Ⅰ	6	
	絵画制作研究（日本画）Ⅱ	6	
	研究指導（日本画）Ⅰ	3	
	研究指導（日本画）Ⅱ	3	
	絵画制作研究（油画）Ⅰ	6	
	絵画制作研究（油画）Ⅱ	6	
	研究指導（油画）Ⅰ	3	
	研究指導（油画）Ⅱ	3	
	絵画制作研究（版画）Ⅰ	6	
	絵画制作研究（版画）Ⅱ	6	
	研究指導（版画）Ⅰ	3	
	研究指導（版画）Ⅱ	3	
彫刻専攻 (専攻専門科目)	彫刻制作研究Ⅰ	6	
	彫刻制作研究Ⅱ	6	
	研究指導（彫刻）Ⅰ	3	
	研究指導（彫刻）Ⅱ	3	
工芸専攻 (専攻専門科目)	工芸制作研究（陶・ガラス・金属）Ⅰ	6	
	工芸制作研究（陶・ガラス・金属）Ⅱ	6	
	研究指導（陶・ガラス・金属）Ⅰ	3	
	研究指導（陶・ガラス・金属）Ⅱ	3	
デザイン専攻 (専攻専門科目)	デザイン研究（グラフィックデザイン）Ⅰ	6	
	デザイン研究（グラフィックデザイン）Ⅱ	6	
	研究指導（グラフィックデザイン）Ⅰ	3	
	研究指導（グラフィックデザイン）Ⅱ	3	
	デザイン研究（プロダクトデザイン）Ⅰ	6	
	デザイン研究（プロダクトデザイン）Ⅱ	6	
	研究指導（プロダクトデザイン）Ⅰ	3	
	研究指導（プロダクトデザイン）Ⅱ	3	
	デザイン研究（テキスタイルデザイン）Ⅰ	6	
	デザイン研究（テキスタイルデザイン）Ⅱ	6	
	研究指導（テキスタイルデザイン）Ⅰ	3	

	研究指導（テキスタイルデザイン）Ⅱ	3	
	デザイン研究（建築・環境デザイン）Ⅰ	6	
	デザイン研究（建築・環境デザイン）Ⅱ	6	
	研究指導（建築・環境デザイン）Ⅰ	3	
	研究指導（建築・環境デザイン）Ⅱ	3	
	デザイン研究（情報デザイン）Ⅰ	6	
	デザイン研究（情報デザイン）Ⅱ	6	
	研究指導（情報デザイン）Ⅰ	3	
	研究指導（情報デザイン）Ⅱ	3	
	デザイン研究（統合デザイン）Ⅰ	6	
	デザイン研究（統合デザイン）Ⅱ	6	
	研究指導（統合デザイン）Ⅰ	3	
	研究指導（統合デザイン）Ⅱ	3	
芸術学専攻 (専攻専門科目)	美術史Ⅰ	2	
	美術史Ⅱ	2	
	美術史Ⅲ	2	
	美術史Ⅳ	2	
	美術史Ⅴ	2	
	芸術学Ⅰ	2	
	芸術学Ⅱ	2	
	芸術学Ⅲ	2	
	芸術学Ⅳ	2	
	芸術学Ⅴ	2	
	芸術学Ⅵ	2	
	芸術学Ⅶ	2	
	芸術学Ⅷ	2	
	修了研究Ⅰ	3	
修了研究Ⅱ	3		
演劇舞踊専攻 (専攻専門科目)	演劇舞踊研究Ⅰ	6	
	演劇舞踊研究Ⅱ	6	
	研究指導（演劇舞踊）Ⅰ	3	
	研究指導（演劇舞踊）Ⅱ	3	
	劇場美術デザイン研究Ⅰ	6	
	劇場美術デザイン研究Ⅱ	6	
	研究指導（劇場美術デザイン）Ⅰ	3	

(共通選択科目)	研究指導（劇場美術デザイン）Ⅱ	3	
	染織文化特殊研究	4	
	芸術心理学特殊研究	4	
	哲学特殊研究	4	
	美学特殊研究	4	
	文学特殊研究	4	
	文化人類学特殊研究	4	
	芸術学特殊研究Ⅰ	4	
	芸術学特殊研究Ⅱ	4	
	芸術学特殊研究Ⅲ	4	
	芸術学特殊研究Ⅳ	4	
	芸術学特殊研究Ⅴ	4	
	アーカイヴ特殊研究	4	
	現代美術特論	4	
	視覚デザイン特論	2	
	プロダクトデザイン特論	2	
	テキスタイルデザイン特論	2	
	環境デザイン特論	2	
	建築デザイン特論	2	
	情報デザイン特論	2	
	メディア芸術特論	2	
	統合デザイン特論Ⅰ	2	
	統合デザイン特論Ⅱ	2	
	演劇舞踊特論	2	
	劇場美術デザイン特論	2	
	芸術学特論	2	
	21st Century Art	4	
	Photography in Context	4	
	アート&デザイン	2	
	リサーチスキルズ	2	
	アカデミックジャパニーズⅠ	2	
	アカデミックジャパニーズⅡ	2	
	アカデミックスキルズ・イン・ イングリッシュⅠ	1	

	アカデミックスキルズ・イン・ イングリッシュⅡ	1	
	アート・トピックス	2	
	エクスペリメンタルワークショップⅠ	1	
	エクスペリメンタルワークショップⅡ	2	
	エクスペリメンタルワークショップⅢ	3	
	エクスペリメンタルワークショップⅣ	4	
	エクスペリメンタルワークショップⅤ	5	
	エクスペリメンタルワークショップⅥ	6	
	国際協働プログラムⅠ（大学院）	1	
	国際協働プログラムⅡ（大学院）	2	
	国際協働プログラムⅢ（大学院）	3	
	国際協働プログラムⅣ（大学院）	4	
	国際協働プログラムⅤ（大学院）	5	
	国際協働プログラムⅥ（大学院）	6	
建築士インターン シップ関連科目	学外インターンシップⅠ	4	
	学外インターンシップⅡ	6	
	学外インターンシップⅢ	4	
	設計演習Ⅰ	4	
	設計演習Ⅱ	4	
	現代建築設計特論	2	
	海外建築実務特論	2	
	建築技術特論	2	

博士後期課程

区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
美術専攻	美術理論研究Ⅰ	4	
	美術理論研究Ⅱ	4	
	美術創作研究Ⅰ	4	
	美術創作研究Ⅱ	4	
	総合研究指導	6	
	エクスペリメンタル・ワークショップ（博士）Ⅰ	1	
	エクスペリメンタル・ワークショップ（博士）Ⅱ	2	
	エクスペリメンタル・ワークショップ（博士）Ⅲ	3	
	エクスペリメンタル・ワークショップ（博士）Ⅳ	4	

	実験メンタル・ワークショップ (博士) V	5	
	実験メンタル・ワークショップ (博士) VI	6	

別表Ⅱ 検定料、入学金、授業料等

大学院美術研究科

博士前期課程（修士課程）、博士後期課程

区 分	金 額
検 定 料	35,000 円
入 学 金	200,000 円
授 業 料	1,237,000 円
施 設 費	240,000 円
維 持 費	50,000 円
実 習 費	32,000 円